

## 事件報道から学ぶ（給付金詐欺事件）

昨日（9月3日）の日テレNEWS24(YAHOO 配信)の記事です。

見出しに「給付金詐欺 警視庁巡査部長ら4人書類送検」とありました。びっくりして読んでみると、内容は「妻にウソの申請をさせて、持続化給付金100万円をだまし取ったとして、警視庁の巡査部長の男ら4人が書類送検されました。詐欺の疑いで書類送検されたのは、立川警察署交通課に所属する59歳の巡査部長の男ら4人です。警視庁によりますと、4人は去年11月から12月にかけて、実際はパート従業員だった巡査部長の妻の職業を家政婦と偽ってウソの申請を行い、持続化給付金100万円をだまし取った疑いがもたれています。妻の収入が増えたことによる住民税の税額変更などから発覚したもので、調べに対し巡査部長は、『不倫相手との交際費の足しにしたいと思った』と供述しているという。警視庁は60代の妻と巡査部長の交際相手の女、その知人の男の3人もあわせて書類送検し、3日付で巡査部長を懲戒免職にしました。警察官による給付金の不正受給は全国で初めてとみられ、警視庁は、『都民の信用を失墜させる行為であり誠に遺憾。厳正な規律の保持を徹底したい』とコメントしています。」とあります。

さて、持続化給付金ですが、これは、我が国における新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策の一施策として、2020年（令和2年）に実施された中小企業には最大200万円、個人事業主らに最大100万円の現金を給付する制度、又はその給付金を言います。（現在は停止しています）

支給対象の要件として、過去の売上が前年同月比で50%以上減少した場合として運用されましたが、単に前年同月との売上対比だけで判断されたため、コロナ禍の影響とはいえないケースや、事業者には当たらない者が事業者と偽るケース、支給要件を満たすよう売上月をずらして偽るケースがありました。

当時は、緊急性を鑑みて、事前審査を甘い性善説にしたことにより、支給後の審査で不正受給の摘発・不正受給者の出頭が多発していました。

報道によると、2020年中に

- ・ 沖縄タイムス社員らの100万円不正受給
- ・ 給付金の返還申し出、6000件超 不正受給逮捕で急増 返還7.9億円
- ・ 国立印刷局職員2人逮捕 給付金200万円を詐取 一人は不正受給の指南役

の事件が発表され、今年の2月には、日本中央競馬会栗東トレーニングセンターと美浦トレーニングセンターに勤務する調教師と厩務員ら100人以上の不正受給の報道がありました。

そうした経緯もあり、2021年（今年）になってから一時支援金制度ができ、今年の3月まで運用されました。しかし、その後も緊急事態宣言やまん延防止等措置が続いたため、今年の4月から、月ごとに受け付ける「月次支援金制度」となりました。

月次支援金給付の対象は、中小法人と個人事業者等であり、要件は、

- ・ 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う『飲食店の休業・時短営業』や「外出自粛」の影響を受けていること
- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて月間売り上げが2019年又は2020年の同じ月と比べて「50%以上減少」していること

となっています。また、月次支援金制度では、不正受給防止の観点から税理士や商工会等での申請前の事前確認制度も導入されました。

なお、休業や時短営業の要請を受け、協力金の支給対象となった飲食店等は協力金で補償されるため、支給対象者から除かれ、風俗営業法上の風俗店、暴力団が関与している事業者も除かれています。

個人事業者とは、個人で独立して継続的に仕事をしている者を指すし、職種は農業、漁業、林業従事者を始め、日常的に訪れるお店の経営者、教育関連、医療・福祉関連、文化・娯楽関連、旅行関連の事業者やフリーランスと言われる人など広範囲の方が該当します。

会社勤めの会社員やアルバイト学生は、会社や雇用主との雇用契約に基づき給与や報酬の支給を得ており、この月次支援金の支給対象者にはなりません。

支給額は、定められた算式によって算出されますが、最高支給額が決められています。

中小法人等で月に20万円、個人事業主が月に10万円となっています。申請に必要な書類は、経済産業省のホームページに掲載されています。

さて、今回の事件の容疑者（巡査部長）は、妻がパート従業員（別の報道によると、「商品の仕分け作業」）であったのに、その事実を秘し、職業を「家政婦」即ち、個人事業主と偽って給付金の申請を国に行い、100万円をだまし取ったとのこととあります。

妻の収入が増えたことによる住民税の税額変更から発覚したとのこととあり、持続化給付金が妻あてに支払われ、その分を雑所得として確定申告したことから、住民税の税額変更に結びついたと考えられます

報道では、妻は巡査部長の扶養家族となっており、住民税の税額変更に気付いた自治体から警視庁に通報がなされたともあります。

詐欺を働いた動機として、巡査部長は、不倫相手の女性から「奥さんがパートをしているのだから給付金が貰えるじゃないの」と言われてやったということです。女性の知人の男も書類送検されていますが、この男は、給付金申請に関する手続きを担当したということです。

この事件は、4人の共謀共同正犯として立件したものとされます。

本事件では、犯行を企図するいわゆる指南役が存在したか否かは不明ですが、過去の同種事件では指南役が暗躍していました。

国民生活センターでは、大学生やフリーター、そして留学生が悪事を企む指南役から SNS 等で誘われ、軽い気持ちでこうした不正に関与しないよう注意を呼び掛けています。

「天網恢恢疎にして漏らさず」とのことわざがあるように、悪事は必ず発覚します。

悪事を働く者の悪巧みに乗せられないよう注意しましょう。